

令和３年度 第２回尼崎市子ども・子育て審議会 議事録

開催日時	令和３年９月２８日（火） 午後６時３０分～午後８時３０分
開催場所	Web 会議（アマブラリ 1 階 多目的室）
出席委員	伊藤（嘉）委員、猪田委員、瀧川会長、西川副会長、大和委員、稲田委員、梅本委員、濱口委員、濱名委員、藤原委員、古田委員、山本委員、岡村委員、堀川委員、山田委員、堂園委員、藤井委員、山縣委員、平之内委員
議題	（１）（仮称）尼崎市子ども家庭センター設置基本方針の策定について【報告事項】 （２）子どものための権利擁護委員会の設置について【報告事項】 （３）その他
資料	・会議資料（次第・委員名簿） ・資料１ 政策形成プロセス計画書 ・資料１-1（仮称）尼崎市子ども家庭センター設置基本方針（検討中素案） ・資料２ 「尼崎市子どものための権利擁護委員会」の設置について

開会

●配布資料の確認

１ （仮称）尼崎市子ども家庭センター設置基本方針の策定について【報告事項】

●資料１に基づき、事務局から説明

委員

２点があります。１つ目は、５ページの他機関との連携について要保護児童対策地域協議会について記述がなく、当然に要保護児童対策地域協議会との連携で情報共有の役割分担が大事かと思いますが、保護児童対策地域協議会の位置付けの説明は必要かと思いますが、

２つ目は、８ページの一時保護所の整備の視点について、学習保障の IT 活用の話はありましたが、通学保障に向けての工夫や整備はされるのでしょうか。また、尼崎らしさという言葉も説明の中に出てきましたが、尼崎市で一時保護と児童相談所を持つため、広域だと難しかった通学保障が、少し工夫をすれば出来るのが持ち味となり特徴の一つになるのではないかと思います、どうお考えなのか教えてください。

事務局

１つ目の他機関との連携について、要保護児童対策地域協議会との関係性ですが、基本的にいくしあが、要保護児童対策地域協議会事務局をしており、児童相談所設置後は、いくしあが児童相談所が連携していくと考えています。ご指摘のように要保護児童対策地域協議会という言葉が出てきてい

ないため読み取りにくいかと思いますので、検討させていただきます。

2つ目、通学学習環境、一時保護所の考慮する機能の中で、通学支援について記述がないことですが、明石市と同じような形で取り組んでいこうと思っております。現時点で、教育委員会とまだ十分な話し合いが出来ておりませんので、どこまで記述できるのか1度検討したいと思います。

委員

私は、社会的擁護が専門なので当事者から話を聞く機会が非常に多いのですが、一時保護で大変な生活から助かるという側面があると同時に、学校に行けなり、学校生活との断絶が非常にしんどかったという声が当事者からよく声を聞くので、是非ご検討いただけると嬉しいです。

会長

一時保護児童が例年30名程度で推移しているとのことですが、その中に乳幼児はどのくらいいるのかデータはありますか。

事務局

年齢別で、どれぐらいの児童がいるか調べた資料があるのですが、それを見ると年齢的には満遍なく児童が一時保護されていたという印象があります。

会長

8ページの一時保護所の整備の視点ですが、小学校以降の学齢の子どもたちを想定したような書き方が中心なので、就学前の子どもたち、乳幼児期の子どもたちが、どのように考慮する機能として位置付けされるのか少し気になりました。何かお考えがあれば教えてください。

また、学習環境、プライバシーの保護や多様性というのは、小学校以降の子どもには対応していると思いますが、乳児期、1歳、2歳の子どもという視点で考えた場合、家庭的な雰囲気の中に含まれるのか、それとも違う要素としてプラスする必要があるのか教えてください。

事務局

2歳未満の乳児対応につきましては、一時保護所ではなくて、近隣の乳児院さんに委託をすることになるかと思います。就学前までの2歳以上の児童は、一時保護所で預かることもありますので、そういった就学前の子ども達に対しての、家庭的な雰囲気を味わってもらうことは含まれていると思います。プライバシーの配慮も、子どもの年齢や、兄弟の関係にもよるかとは思いますが、出来るだけ個室で、一人でゆっくり出来るような部屋を作りたいというのは、就学前にも関係あると考えています。

委員

基本理念に、子どもファーストの視点に立った、予防から自立まで一貫した支援の実現について、児童相談所が行う自立というのが、一般的な方に想像出来るのかと少し疑問に思いました。2番の児童相談所の視点②で、子ども一人一人に応じた支援に、最後に自立までの柔軟な支援プランの策定というのが言葉で自立と出てきますが、もう少し児童相談所における自立とはどのようなことなのか、具体的に読んだ方がイメージできるような文言があるといいかと思います。

また、児童相談所と一時保護所という2つのキーワードがとても重要になっているかと思います。

策定の目的で、児童相談所を作るとありますが、一時保護所に関しては特に触れられておらず、児童相談所と一時保護所を市に作ることの意義やそういうことを目指していることも記述があるとより今回の特徴が分かりやすいのかなと思います。

事務局

基本理念や共通の視点検討については、実際いくしあで児童ケースワーク業務をしている職員の声を聞きながら作りました。子どもファーストは、いくしあでも使っている、「子ども中心に」という考え方です。予防から自立までと書いているのは、子どもの一つ過程をストーリーとして考えた時に、予防の時からリスクが高まって一時保護され、また家庭に帰り、最後その子が本当に社会人として自立するまでの間、ずっと関わり続けたいと。リスクが高まった時だけ一時保護したら終わりではなく、家庭復帰したら終わりでもなく、その後もずっと関わり続けたいと。それがいくしあを持つ尼崎市の強みになると思っています。そういった意味で、予防から自立までという言葉を使っています。自立という言葉だけで、どういうことを市としてするのか具体策については、まだ十分議論がされていないので記述しておりません。自立という言葉のイメージが、一般の方が読まれた時に、どういうことを言っているのか、少し分かりにくいというご指摘かと思いますが、一度検討します。

児童相談所と一時保護所という言葉ですが、策定の目的に記述している児童相談所も、一時保護所も含んだ形で児童相談所と呼んでる部分と、施設や具体的な中身のことを記述する時に、混在しているというのは事実です。児童相談所、一時保護所と併記して書くか、表紙に子ども家庭センターという言葉使っています。尼崎市の児童相談所の総称として、この名前で考えておりますが、本文中でこの言葉を使った時に、まだ馴染みがないため、何のことを記述しているか分からないのではないかな等検討しています。良いご意見があればいただきたいと思います。

委員

子ども家庭センターという形で、タイトル変更されたということですが、児童相談所といくしあが、子ども家庭センターという名称にするということでしょうか。兵庫県は、平成17年度から児童所相談所、子ども家庭センターで統一しました。実際我々が業務を行っている中でも、一般の方には、「子ども家庭センター＝児童相談所」と認識されにくいといった部分があります。パブコメをされる時に、子ども家庭センターの名称の位置づけや、どういう風に表現されるのか若干分かりにくいと思いました。

事務局

市の子ども家庭センターの言葉のイメージとしては、いくしあは含まず、児童相談所と一時保護所を合したものを子ども家庭センターというイメージをしています。人によってどこまでを子ども家庭センターと呼ぶのかというのは分かりにくいと思います。先程のご指摘も踏まえ、表現が散らかっているので整理しようと思います。

委員

いくしあと児童相談所の連携が打ち出され、尼崎らしさを感じております。資料6ページの、連携するため総合窓口という考え方や、総合窓口で入った情報を一元管理するということが非常に合理的で意味はあると思います。例えば、相談したいと思う時に、「ここじゃないよ、総合窓口にいってくれ」となった場合、逆に利用したい人が使いにくいことにはならないでしょうか。実際には、そこで

情報が全部入ってくるかと思いますが、色んなチャンネルで受け止める場所があるという理解でよろしいでしょうか。一元管理のことだけであって、ここでしか相談は受け付けないということにはならないでしょうか。やはり利用する方にとって、どこでも気軽に相談出来るということを思えるほうがいいと思い質問しました。

事務局

基本的には虐待に関する通告や相談に関して、いくしあと児童相談所に電話をした場合は、一つの総合窓口統括管理部門に繋がることにはなります。それ以外、例えば直接児童ケースワーカーに相談があるケースや、学校、保育所、幼稚園に相談に行くケース、色々な窓口が市役所にありますので、窓口はこちらではありませんというような対応はせず、そこで話を聞いたうえで、最終的には総合窓口統括管理部門にも情報が共有され、進行管理はこちらで行っていかうと考えています。基本方針の3ページ児童相談所の視点②の、子ども一人ひとりに応じた支援で、子ども自身の声をしっかりと聴き、子ども自らが相談しやすい児童相談所を記述しています。子ども自らが相談しやすい児童相談所ありますが、なかなか子どもが児童相談所に相談できるかといえ、そのようなことはないと思います。身近にいる大人や、日頃から信頼できる方に相談されると思います。そういった相談を、児童相談所の窓口に繋いでもらえるネットワークを、地域の子ども食堂や学校、保育所等の所管課とも連携をはかる体制を作りたいと考えております。

2 子どものための権利擁護委員会の設置について【報告事項】

●資料2に基づき、事務局から説明

会長

事務局から報告いただいた内容につきまして、何かおはかりするようなことはございませんけれども、ご意見ご質問等ございますか。

委員

最後の実績報告で20件については、3つの機能のうちの調査・調整機能の実績だと思います。2つ目の提言機能と、3つ目の広報・研修機能について、始まって1か月のため、実績はないかもしれませんが、年度末に向けて今後何か予定しているものや、来年度予定しているものがあれば教えてください。

事務局

まず、2つ目の機能の提言機能について、今年度中にこういった事を行っていくのかは、現時点では委員会で話し合っております。出来て1件だと思いますが、何かの提言をしていこうと思っております。具体的な内容は未定です。提言が出来ましたらご報告させていただきます。

広報・研修機能につきましては、今年度入り学校の先生向けに子どもの人権について、子どもの人権と、その生徒指導の在り方についてという研修を実施しました。また、性暴力については、性被害を受けた子どもに対しての支援につきましても、学校の先生向けへの研修はさせていただいています。今年度は実績を報告するための実績がありませんので、今後の検討事項としましては、委員会が出来たということを、大きく周知するためのシンポジウムが出来ないか、また学校の先生向けでなく、子ども向けに「あなたにはこういう権利がありますよ」という研修が企画出来たらと考えており、今後

の委員会で検討していただきたいと思います。

委員

広報や研修について、学校の先生、子どもたち、家庭の親御さんも含めてどんな研修を求めているのかアンケートなどのニーズ調査をしながら、求められている研修や広報が展開できるとより良いと思いました。

委員

実績が20件ということですが、実際具体的にどのようにして子どもから声が入るのでしょうか。どのような方がどのようなルートで委員会に声をあげてきているのかを教えていただけたらと思います。

事務局

20件の相談につきましては、保護者からが圧倒的に多いです。子どもからの相談もありますが、具体的な相談ではなく、ちょっと遊びに来たというのにも含まれています。深刻な学校の対応やいじめに関することは、現時点では保護者からの相談がほとんどです。子どもに対して、この委員会の周知を学校通じてカードで配布したいと考えています。LINE相談を4月から始める予定でしたが、国との関係で新規アカウントが発行されないという問題があり、新規アカウントの発行待ちの状態です。アカウントが発行されましたら、QRコードを載せたカードを早急に作成し、学校を通じて子どもたちに周知をはかりたいと考えております。カード配布後、子どもからの相談は増えるのではないかと期待しています。

会長

2つ質問があります。1つ目は、LINEのアカウントの関係です。まだ子どもたちに十分周知徹底が出来てないということですが、子どものための権利擁護委員会というネーミング自体が、子どもにとって、とっつきやすいのでしょうか。キャッチコピーのようなアクセスしやすさを考えた時に、少しハードルが高いように感じました。愛称のようなニックネーム的なものがあれば、子どもにとって、分かり易さ「こういう時はここに相談すればいいのだ」と繋がるのではないかと思います。検討する予定はあるのか教えてください。

事務局

子どものための権利擁護委員会の名称につきましては、検討段階から様々な方より、固いご指摘やご意見をいただいていた。例えば「いくしあ」のようなネーミングも考えていきたいと思えます。昨年度検討段階では、委員会設置後に委員会が中心となり、子どもの意見を聞く中で、子どもたちに考えてもらおうと思えます。今年度に入り、そこまで作業が進んでいない状況です。委員会で引き続き、愛着持ってもらえるようなネーミングについて検討していきたいと思えます。

会長

もう1つ質問があります。例えば小中学校で、学校主催のいじめのアンケートがあると思えますが、そこで分かったいじめの問題や、ご家庭の虐待を疑われるケースは、権利擁護委員会との連携はされているのでしょうか。それとも、今後連携されていくのでしょうか。それともまた別問題なのかを教

えて下さい。

事務局

いじめのアンケートは、小学校、中学校でアンケートをしており把握しています。件数や中身について、子どものための権利擁護委員会に情報提供は考えておりません。ただ学校への対応に、保護者や子どもが納得いかない場合もあるかと思います。アンケートに書けず悩んでいる子どももいると思います。子どものための権利擁護委員会に入ってきたいじめの相談については、まず子どもの話をしっかり聞くのが基本ですが、その上で教育委員会や学校にも話を通し、学校がどのように把握しているのか、現状の対応を聞き取りした上で、子ども中心として、間に入って調整していく流れとなります。

委員

自分が相談しようと思った時、どのような方が相談にのっていただけるか分からないと相談をする気にならないと思います。最初に、どのような専門性を持った相談員なのかを周知していただきたいと思います。また、LINE で情報を受け付けることは、受け身と感じました。委員会から定期的に LINE 登録者に会報を発信するなど、待っているだけでなく、様々な情報を発信していくことも検討していただきたいと思いました。

他機関と権利擁護委員会の連携が重要と思います。児童虐待は、警察と連携する前に予想もしなかった方向に話が進んでしまうこともあります。

事務局

相談員がどんな方か分からず相談しにくいことですが、今後作成予定のリーフレットに相談員の略歴や似顔絵など記載することも検討しようと思います。

LINE のやり方につきましては委員会で検討したいと思いますが、例えば宝塚市で数か月に1回委員会のチラシを作成し、学校経由で配布していると伺いました。尼崎市も LINE 配信がいいのか、チラシを全ての子どもたちに配布するのがいいのか、周知方法については引き続き検討していきたいと思います。

最後に他機関との連携ですが、子どものための権利擁護委員会につきましては、一つ特徴に独立性があります。行政機関、市役所、学校、民間の施設もそうですが、そういうところから一定独立した立場で、専ら子どもの最善の利益に関わっていくことで、他機関とも連携していくことはあるかと思いますが、常日頃両方共有することや同じ支援方針で共有することは違うと考えています。

委員

8の委員会の機能で、救済の申し立て及び相談を受けた時、先ほど口頭で具体的に関係機関に働きかける説明がありましたが、特にいじめに関しては受けた側の印象により、非常にデリケートな問題となり、難しい対応になってくるとと思いますが、一つは受けた側が対応等について正確な理解が出来ないというような場合は委員会として第2のフォロー、第3のフォローをかけていくという理解でよろしいでしょうか。

事務局

最初に基本的にするのは子どもの声を聞く。子どもがどう思っているのか、何をして欲しいと思っ

ているのかを聞くというところからスタートすると思います。その上で、対象となっている所属の学校に話を聞きに行き、学校としてどういう対応をされているのか、どういう事を今後しようと考えているのか話をしながら、学校がしていることや、今後しようと思っていることを、子どもと保護者にも伝えながら理解を求めていこうと思います。逆に、子どもがこういうことを思っているということにつきましては、学校にも伝えて、十分納得してない部分があるのであれば、丁寧に説明して欲しいと両者の間に入り、それぞれの話を聞いたうえで関係調整、関係修復はかっていくというアプローチになると思います。

会長

ヤングケアラーなどの、中高生についての対応や相談は、この権利擁護委員会が担当することになるのでしょうか。または他部署になるのか教えてください。

事務局

ヤングケアラーに関する相談は、いくしあでも十分相談のれると思います。また、当然ヤングケアラーという問題は、子どもの人権の問題でもあるため、いくしあに相談しにくい場合は、子どものための権利擁護委員会に相談いただいたら、委員会として子どもの話を聞き、適切な機関に繋げていくことは出来るかと思います。

また、個別ケースとしてではなく、ヤングケアラーは社会的な問題としてクローズアップされています。尼崎市としてヤングケアラーの支援をもっとするべきではないかという提言をすることも可能かと思います。

委員

私は小学校の娘と幼稚園の娘がいるのですが、新型コロナウイルスの影響で、学校でマスクをしているため、顔の表情が見えないため、相手が何を考えているのか分かりづらく、お友達が出来にくいということがあります。マスク生活だと、相手の表情を読み取れないため本心では、何も思っていないけれど、目つきが鋭いことでガンを付けているということがいじめになりかねなく、仲間外れが非常に起こりやすい状況になっていると思います。コロナ禍で色々な組織を立ち上げていくので、あらかじめ織り込んでいただいて計画を立てていただきたいと思います。

委員

2つ質問があります。1つ目は、中学生の子どもたちの虐待相談が40%と言われております。そうすると、周知の仕方ですが、子どもたちが例えばネグレクトでご飯を食べられない、お風呂に入れないことを訴えようとしても、基本的に電話をかけられない、LINEがないと繋がらないことがあるかと思います。そういった場合はどうされるのでしょうか。学校の先生や保育所・幼稚園の先生に繋がれば良いですが、電話やLINE以外の手段を持たない子どもたちに、アクセスの仕方はどうされるのか教えてください。例えば、こんなことで電話をかけてもいい、電話が無い場合はどうするのかを周知し、子どもたちに訴えかけられたらと思います。

2つ目は、最近虐待の件で児相職員が園に来られ、子どものことで尋ねられることがあります。保健師さんや周りの大人たちが通報されていますが、隣の家の子どものがずっと泣いているといったご近所からの通報は、本当は児相に相談するべきなのかもしれませんが、子どものための権利擁護委員会に通報をしてもいいのかどうか、周知出来るのか教えて下さい。

事務局

相談手法につきましては、現状は電話や来庁、ホームページ、メール、ラインになりますが、来庁するとしても園田地区になりますことから、遠くから子どもたちはなかなか来られないと思います。子どもたちがどういう手段で相談に繋げるのかは、一つの課題だと考えております。図書館や児童館のような子どもが集まる場所で、子どもの声を拾うことは出来ないか、法務局がされているようなお手紙で、相談に繋がるやり方が出来るのか今後の検討課題だと認識しております。

また、虐待の相談につきましては、基本的には児童相談所に通報するべきと思いますが、子どもの人権侵害に関することですので、話を聞かせてもらい内容によっては児童相談所に連絡をさせていただくことは可能かと思えます。

委員

今後様々な場所を検討されるようですが、例えばショッピングセンター等で事前に周知しておいて、気軽に相談にのれる環境になると、尼崎市の先進的な取り組みとしては面白いのではないかと思います。

委員

地域に根差した子ども 110 番の家を窓口として追加で出来れば、子どもたちからの飛び込みもあるのではないかと思います。

事務局

様々なアイデアありがとうございます。子どもの声をどう拾うのか課題だと思っています。一つは、子どもに「権利」について研修や啓発をすることがスタートかと思っています。声の届きにくい子どもに対し、出張することも検討していました。子どもの 110 番については、ご協力いただき、窓口を紹介いただくのも可能かと思えます。頂いたアイデアをもとに、委員会でどう周知していくのかを議論させていただきたいと思えます。

3 その他

●今後の予定等について事務局から説明

会長

これをもちまして、第2回尼崎市子ども・子育て全体会を終了させていただきます。

閉会

以 上